

平成 30 年度韓国市場を対象としたインフルエンサープロモーション事業

企画提案募集要領

1 事業概要

韓国仁川空港より直行便が就航している静岡県は、LCC の就航以来、レンタカー利用の個人旅行者が急増している韓国からの誘客促進のため、インフルエンサーを活用したプロモーション事業を実施する。

本県が有する富士山を始めとする豊かな自然や文化的景観、優れた道路資源（東名・新東名高速道路、伊豆スカイライン等）に着目し、韓国の個人旅行者を主たるターゲットに「日本で楽しむドライブ、自由自在な旅行=静岡」をテーマとしたコンテンツを提案し、海外旅行先としての静岡県の認知度向上と来訪意欲を増進させる、ファミトリップ及び情報発信等のプロモーションを行う。

そこで、本事業効果を高めるため、下記業務を請け負う専門会社を企画提案にて募集する。

2 業務内容等

- (1) 事業名 韓国市場を対象としたインフルエンサープロモーション
- (2) 実施主体 静岡県
(受託事業者：公益社団法人静岡県観光協会、以下「静観協会」とする)
- (3) 契約期間 2018 年 11 月中旬～2019 年 1 月下旬
- (4) 予算上限 800 千円（税込み）
- (5) 業務内容
 - ア インフルエンサーの選定とファミトリップへの参加調整
本事業の趣旨に沿う招請者を選定し、ファミトリップ参加のための連絡・調整を行うこと。
 - イ 「日本で楽しむドライブ、自由自在な旅行=静岡」をテーマとした情報発信の働きかけ
アのファミトリップにて取材を行った地域の情報を効果的に発信すること。
 - ウ クリッピング及び効果測定
各種情報媒体により露出された記事等をクリッピングし、到達度、広告換算費を算定、取りまとめること。
 - エ 報告書の作成及び成果品の提出
 - (ア) ア及びイで実施した業務の報告書を作成し、定められた契約期限内に提出する。
 - (イ) 提出部数：2 部
 - (ウ) 成果品：紙面や雑誌等の場合は原本、ウェブの場合はカラー印刷、動画の場合は MP4 ファイル等のデータを CD にて各 2 部提出のこと。

3 企画提案参加について

(1) 企画提案参加申し込み

参加を希望する場合は、2018年10月26日(金)17:00(日本時間)までに別紙参加届に必要な事項を記入の上、書面を郵送またはE-mailにて下記5担当者まで提出すること。
FAXでの提出は認めない。

(2) 企画提案書等の提出

提出書類	提出先	提出期限	提出部数	備考
企画提案書	下記5 担当者	2018年 11月1日(木) 12:00 必着	各3部	A4版Word、Excel又は PPT E-mailでの提出も可。 ※ Faxは不可とする。
見積書				
会社概要等				

(3) 企画提案書に記載する事項

ア 業務の内容に関する具体的な企画案

(ア) ファムトリップに招聘するインフルエンサーと、その選定理由、実績等について

- ① 提案するインフルエンサーの概要、これまでの実績等を明示し、本事業においてどんな形式で情報の発信ができるか、どの程度の効果が見込めるかを選定理由として明記すること。但し、招請者の人数は1名または2名とする。

(イ) 情報発信に係る媒体とフォローアップについて

- ① 情報の発信を予定している媒体と露出のボリューム、露出期間、見込期待値等を記載すること。また、本露出から効果測定までのフォローアップについても説明すること。

(ウ) 事業実施スケジュール

(エ) 業務実施体制

(オ) 本事業実施に係る参考見積書(消費税等を含む)。通貨は日本円を基準とする。

見積り算定に含めるもの：インフルエンサーファムトリップ参加者航空券手配料及び航空券代、情報発信に係る経費、報告書作成費

イ 法人の概要等

(ア) 法人の概要及び担当者の氏名、連絡先

(イ) 過去の日本国内行政機関、公的団体等との契約実績があればその実績

(4) 質問

質問は下記5にてE-mailにて受け付ける(様式自由)。

ア 受付期間：平成30年10月15日(月)～11月1日(木)11:00(日本時間)

イ 回答方法：E-mailにて、質問者へ返信

4 審査について

審査は書類審査とし、下記の通り行う。

(1) 審査期日：平成30年11月5日(月)

審査基準：別紙「審査基準」の項目による採点方式により、審査員による評価

の合計値が最も高い企画提案を採用とする。

※最も高い評価の提案が複数の場合、審査員協議の上決定とする。

- (2) 審査結果は、審査後速やかに参加者に E-mail にて通知する。

5 問合せ先

〒422-8067 静岡県静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル 2 階

公益社団法人 静岡県観光協会 担当：李

TEL：054-202-5595 FAX：054-202-5597 E-mail：s-lee@shizuokaunited.jp

6 その他留意事項

- (1) 企画提案作成及び提出に係る費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は原則として返却しない。
- (3) 審査結果に関する疑義は一切受け付けない。また適当な企画案がない場合は、中止またはその他の方法によることがある。
- (4) 本業務で発生した制作物等の著作権は静岡県に帰属することとする。
- (5) 本事業は静岡県観光協会と十分な協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度静岡県観光協会と協議の上、事業を進めること。また、静岡県観光協会は作業期間中いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議の上決定する。
- (6) 企画提案書及び報告書については、使用言語を日本語又は英語とする。